

丸亀市定員適正化計画

<平成 17 年度 ~ 平成 21 年度>

平成 21 年 2 月 (改訂)

～ 目 次 ～

1．計画策定の趣旨

2．現在の職員数の状況

3．定員適正化計画の基本的な考え方

4．定員適正化計画と今後の定員適正化の目標・方法

1 . 計画策定の趣旨

丸亀市は、平成17年3月22日に旧丸亀市と綾歌町、飯山町が合併し、人口11万人の新たな丸亀市としてスタートを切りました。

しかしながら、本市の財政は、社会経済情勢が大きく変化する中、市税や競艇事業収入が減収し、また、国の三位一体改革による地方交付税の削減などにより、これまでにない非常に厳しい状況となっています。

こうした中、財政の健全化は、本市において緊急の最重要課題であり、その実現に向けては、思い切った行財政改革への取組が必要不可欠であり、職員数の削減による人件費の総額抑制についても強く求められているところです。

そのため、本市では、平成17年度から平成21年度を計画期間とする定員適正化計画を策定し、事務事業の見直しや民間活力の活用等を図りながら、計画的に職員数を削減し人件費の総額を抑制して、安定した財政構造及び行政運営の確立を目指します。

2. 現在の職員数の状況

本市の現状の職員数について、類似団体（人口が類似している全国の市）と部門別に比較を行うと、次のような状況です。

（平成20年4月1日現在の職員数による比較）

項目 区分		丸亀市の職員数	類似団体の職員数	超過数	超過率（％）
		A (人)	B (人)	C= (A-B)	A/B×100
福祉関係を除く一般職員	議 会	8	8	0	100.00
	総 務	117	187	70	62.57
	税 務	37	62	25	59.68
	労 働	0	2	2	-
	農林水産	29	50	21	58.00
	商 工	9	20	11	45.00
	土 木	52	101	49	51.49
	小 計	252	430	178	58.60
福祉	民 生	260	167	93	155.69
	衛 生	106	81	25	130.86
	小 計	366	248	118	147.58
一般行政部門 計		618	678	60	91.15
特別	教 育	158	168	10	94.05
	消 防	121	163	42	74.23
特別行政職員 計		279	331	52	84.29
普通会計 合計		897	1,009	112	88.90
水 道		46	45	1	102.22
下 水 道		18	27	9	66.67
競 艇		31	30	1	103.33
そ の 他		41	48	7	85.42
特別会計 合計		136	150	14	90.67
総 計		1,033	1,159	126	89.13

派遣職員	11			
------	----	--	--	--

類似団体は、産業規模が同じで人口が10万人以上15万人未満の類似団体区分（ - 1 ）に属する37団体を対象。
類似団体の職員数は、丸亀市で職員を配置していない病院部門と公共交通部門を除いた平均の職員数。

3 . 定員適正化計画の基本的な考え方

(1) 定員適正化のための今後の取組方向

定員適正化の推進は、行財政改革を推進するための重要な取組項目の1つであることから、行財政改革推進計画（集中改革プラン）に基づき取組を進めていきます。

行財政改革推進計画に基づいた事務事業の見直し、職員配置の見直し、民間委託等の推進などにより、計画的に職員数の削減に取り組んでいきます。

また、非常勤職員や再雇用職員など多様な雇用形態の活用を図り、コストの削減に努めます。

行財政改革推進計画（集中改革プラン）期間中は、「退職者原則不補充」とし財政健全化を早急に図ります。

職員の意欲や能力を最大限に引き出すため、人事考課制度を導入し、簡素で効率的な行財政システムの構築を目指します。

定員管理に及ぼす法律改正等があった場合には、速やかに定員適正化計画を見直します。

(2) 対象職員

定員適正化計画における対象職員は、一般職に属するすべての職員とします。

4 . 定員適正化計画と今後の定員適正化の目標・方法

(1) 定員適正化計画の数値目標

定員適正化計画において目標とする職員数は、平成 17 年 4 月 1 日時点の職員数 1, 2 0 3 人 (総職員数) を基準として、5 年間で 2 2 3 人 (18.5%) の職員数を削減し 9 8 0 人とします。

定員適正化計画 数値目標		
平成 17 年 4 月 1 日	職員数 (A)	1, 2 0 3 人
平成 22 年 4 月 1 日	職員数 (B)	9 8 0 人
削減目標職員数	(B) - (A)	2 2 3 人

《 年次別目標 》

(単位 : 人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
4 月 1 日現在の職員数 (人)	1, 2 0 3	1, 1 6 3	1, 1 0 5	1, 0 4 4	9 9 3	9 8 0
対前年減員数 (人)		4 0	5 8	6 1	5 1	1 3
削減率 (%)		3. 3	5. 0	5. 5	4. 9	1. 3
累計減員数 (人)		4 0	9 8	1 5 9	2 1 0	2 2 3
累計削減率 (%)		3. 3	8. 1	1 3. 2	1 7. 5	1 8. 5

《 参考 》

(単位 : 人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
退職予定者数	5 2	6 5	8 0	8 4	4 0	3 6
新規採用予定者数	0	1 2	7	1 9	3 3	(2 7)

(2) 定員適正化の方法

行財政改革推進計画（集中改革プラン）に基づいて、次のような取組を進めることにより、退職者不補充を原則として、職員数の削減を図ります。

行政運営体制の見直し

効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、事務事業や組織機構を見直します。

また、新たな行政需要に対しても、安易に職員を増員するのではなく、職員の配置を見直したり部内で流動的な配置を行うことにより対応します。

民間活力の活用等

市民サービスの確保を前提に、積極的に民間活力の活用等を図ります。

(3) 部門別及び職種別の職員数の適正化への取組

部門別の職員数については、毎年度、全部局を対象に職員配置に関する調査及びヒアリングを実施し、職員配置計画・採用計画を策定することにより、適正化を図ります。

職種別の職員数については、行財政改革に向けた取組の進捗状況を見据えながら、職種変更などにより適正化を図ります。

(4) 進捗状況等の公表

定員適正化計画の進捗状況については、市民の理解と協力を得るため、毎年度、広報誌やインターネット等で公表します。